

・岩手県に転入



可否	補足
○	
×	5年以下のため
○	
×	直近でないため
○	
○	
○	
×	23区以外へ通勤のため
×	条件不利地域在住のため
○	事業主の証明が必要
×	雇用保険外のため
○	大学卒業後23区内への就業が必要
×	大学卒業後23区内に就業していないため

※ ⑪、⑫はR3.4.1以降の移住者のみ

※ 上記は主な例ですので、個別の事例については、お問い合わせください。

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室